児童扶養手当を支払います

▼子育て支援課

8月定期支払い分（4月～7月分）を8月9日㈮に、指定された金融機関口座に振り込みます。個別の支払い通知はありませんので、預金通帳などで確認してください。

児童福祉各種手当の現況届の提出

▼子育て支援課

児童扶養手当、県遺児手当、市遺児の育成をはかる手当を受けている方は、現況届などの提出が必要です。8月上旬に通知文を郵送し、8月30日㈮まで、子育て支援課（本庁舎1階）で受付をします。現況届などを提出しないと、11月分以降の手当が支給されませんので、ご注意ください。

児童発達支援事業所合同説明会

▼子育て支援課

日時▶9月14日㈯10:40～14:00
会場▶プリオ4階視聴覚室
内容▶市内の児童発達支援事業所の療育内容や利用方法の説明など
対象▶発達の気になる未就学児の保護者
申込▶当日、会場へ

児童発達支援事業所とは
発達に心配のある就学前のお子さんが充実した生活を送れるように、さまざま遊びや学びを体験しながら、家族と一緒になって支援する療育施設です。

育児休業明け保育所入所予約制度

▼保育課

育児休業明けの保護者の方は、令和2年5月以降の保育園入園を予約申込することができます。
申込要件▶次の4つを全て満たすことが必要です。①令和元年9月30日時点で児童が出生していること②0～2歳児クラスの児童であること③保護者が育児休業後に、育児休業取得前の職場に復帰し、保育を必要とする事由にあてはまること④育児休業から復帰する保護者自身が社会保険に加入していること
定員▶40人程度
申込▶10月7日～18日。申込書などを、直接、保育課（本庁舎1階）へ。応募者多数の場合は、保護者の就労内容などにより選考
その他▶対象となる園などは、市ホームページを確認してください

子育てするならとよかわし
CHILD REARING

豊川市の子育て情報をお届けします

◎ 子育て支援課	☎ 89-2133
◎ 保育課	☎ 89-2274
◎ 子育て支援センター	☎ 89-1398
子育ての訪問相談に関しては	
◎ 利用者支援専用ダイヤル	☎ 89-7031

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時･特別給付金の受付

▼子育て支援課

10月からの消費税率引き上げに伴う措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、臨時･特別給付金を支給します。対象となる方には、8月上旬に案内を送付します。詳しいことは、子育て支援課にお問い合わせください。
対象▶次の全てに該当する方①11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母②10月31日時点において、これまでに一度も法律婚をしたことがない方
支給額▶児童の人数に関係なく一律17,500円
申込▶令和2年2月3日㈪まで、必要書類をお持ちの上、直接、子育て支援課へ
その他▶児童扶養手当現況届の提出の際に、給付金の申請受付も同時に行います

10月から幼児教育･保育の無償化がスタートします

▼保育課

幼稚園、保育所、認定こども園などの3～5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもの利用料が無料になります（給食費などの実費や時間外保育利用料を除く）。また、市から「保育の必要性の認定」を受けた場合は、認可外保育施設なども対象となります（上限額あり）。手続きの詳細などは、決まり次第、お知らせします。詳しいことは、市または内閣府ホームページをご覧ください。

無償化制度について、詳しく知りたい方は、内閣府ホームページにアクセス

内閣府 幼児 無償化　検索